



2009 年フルクテンバウムセミナー

終末論とイスラエル

— ロマ書9章～11章の研究 —
— ロマ書とユダヤ人 —



講師：アーノルド・フルクテンバウム博士
通訳：中川健一

ハーベスト・タイム・ミニストリーズ

ロマ書 9章～11章の研究

講師：アーノルド・フルクテンバウム博士

通訳：中川健一



ハーベスト・タイム・ミニストリーズ

目次

イントロダクション.....	1
A. ロマ書全体の中での9章～11章の位置づけ.....	1
1. 人類との関係における神の義 – ロマ1章～8章.....	1
2. イスラエルとの関係における神の義 – ロマ9章～11章.....	1
B. 3つの質問.....	2
C. ロマ書3：1～2aの釈義.....	3
I. イスラエルの（メシア）拒否の神学 – ロマ9：1～29.....	4
A. パウロの悲しみとイスラエルの特権 – ロマ9：1～5.....	4
B. 聖書の歴史に見るイスラエルの（メシア）拒否 – ロマ9：6～13.....	5
1. 2つのイスラエル – ロマ9：6.....	5
2. 2つの例証 – ロマ9：7～13.....	5
C. 聖書の原則から見たイスラエルの（メシア）拒否 – ロマ9：14～29.....	6
1. 神に不正はあるのか？ ロマ9：14～18.....	6
2. なぜ神は人を責められるのか？ ロマ9：19～29.....	7
D. まとめ.....	8
II. イスラエルの（メシア）拒否の説明 – ロマ9：30～10：21.....	9
A. イスラエルの民のつまずき – ロマ9：30～33.....	9
B. 救いの方法に関するイスラエルの民の誤解 – ロマ10：1～11.....	10
1. パウロの個人的な願い – ロマ10：1～2.....	10
2. 律法による義と信仰による義の違い – ロマ10：3～11.....	10
C. 救いの普遍的性質についての無知 – ロマ10：12～13.....	12
D. 福音が普遍的に伝達されることについての無知 – ロマ10：14～21.....	12
III. イスラエルの（メシア）拒否にある慰め – ロマ11：1～36.....	14
A. イスラエルの（メシア）拒否は全体的なものではない – ロマ11：1～10.....	14
B. イスラエルの拒否は最終的なものではない – ロマ11：11～32.....	15
1. イスラエルのつまずきの目的 – ロマ11：11～24.....	15
2. イスラエルの最終的な回復 – ロマ11：25～29.....	18
3. 異邦人の召しの原則 – ロマ11：30～32.....	19
C. パウロの頌栄 – ロマ11：33～36.....	19

イントロダクション

ロマ書9章～11章は、軽視されることが多い。
教会は、「新しいイスラエル」であると教える神学者も多い。

A. ロマ書全体の中での9章～11章の位置づけ

神が啓示されたのなら、それには意味があるはず。
9章～11章は、挿入句ではなく、ロマ書の中心である。
イスラエルとの関係において、神の義を弁護する内容である。

1. 人類との関係における神の義 — ロマ1章～8章

まえがき ロマ1：1～17

すべての人が、神の義の基準に到達できなくなっている（1～3章）。

未開の異邦人 1：18～32

文化的な異邦人 2：1～16

ユダヤ人 2：17～3：18

パウロの結論 3：19～31

神はイエシュアによる救いを通して、「神の義」を与えてくださった（4～8章）。

この救いには、3つの側面がある。

過去の側面：義認 4：1～5：21

現在の側面：聖化 6：1～8：18

将来の側面：栄化 8：19～39

8章の終りで、神の愛から私たちを切り離すものはないとの宣言がなされる。

2. イスラエルとの関係における神の義 — ロマ9章～11章

パウロ書簡の特徴：神学的議論、そして、その議論に基づく実践の勧め

エペソ書の場合

神学的議論 1章～3章

実践の勧め 4章～6章

ロマ書の場合

神の義に関する神学的議論 1章～8章

イスラエルとの関係における神の義 9章～11章

実践の勧め 12章～16章

9章～11章が中間に置かれている理由

イスラエルに与えられた約束が反故になったわけではないことを論証するため。

1章～8章（神の義の神学）と12章～16章（実践の勧め）をつなぐ懸け橋の役目。

B. 3つの質問

パウロはロマ書の中で、イスラエル学に関して3つの質問に答えている。

第1の質問：

もしロマ1：16が真実であるなら、なぜ救われるユダヤ人がこんなに少ないのか。

回答：

ロマ9：1～5 パウロは、イスラエルに対する深い愛と悲しみを抱いている。

ロマ9：6～13 民がイエシュアを拒否しても、約束が無効になったわけではない。

ロマ9：14～29 民がイエシュアを拒否したのは、神が不正だからではない。

ロマ9：30～10：21 問題は、民が自分から神の義を拒否した点にある。

ロマ11：1～10 今も「イスラエルの残れる者」がいることが慰めである。

ロマ11：11～22 異邦人が救われていることも慰めである。

ロマ11：23～32 イスラエルの回復が約束されている。

ロマ11：33～36 神の知恵と神の栄光

第2の質問：

イスラエルへの約束が成就しないのなら、異邦人はいかにして神を信頼したらよいのか。

回答：

イスラエルの失敗の原因は、霊的傲慢と自己満足にある。

イスラエルの拒否は、完成したものでも、全体的なものでもない。

イスラエルの拒否は、最終的なものではなく、やがて民族的な救いがやって来る。

第3の質問：

異邦人に福音を伝えることは、イスラエルに対する神の約束を無効にするのか。

回答：

パウロの答えは、断定的な「ノー」である。

C. ロマ書3：1～2aの釈義

9章～11章の議論は、3：1～2aを基礎に展開される。

「では、ユダヤ人のすぐれたところは、いったい何ですか。割礼にどんな益があるのですか。それは、あらゆる点から見て、大いにあります」

あらゆる点から見て、大いにあるとはどういう意味か。それが9章～11章で解説される。

9章～11章の3区分

- ①イスラエルの（メシア）拒否の神学
- ②イスラエルの（メシア）拒否の理由
- ③イスラエルの（メシア）拒否にある慰め

I. イスラエルの（メシア）拒否の神学 — ロマ9：1～29

A. パウロの悲しみとイスラエルの特権 — ロマ9：1～5

パウロ自身の悲しみと感情の表現 1～3節

1節 2人、3人の証人

良心と聖霊

2節 「私には大きな悲しみがあり、私の心には絶えず痛みがあります」
心の状態が肉体的な痛みとなって表れている。

3節 「のろわれた者となることさえ願いたいのです」

ギリシア語の時制は、未完了形。過去から始まった状態が今も続いている。

「アナテマ」 滅びのために分離されること。地獄に行くこと。

これが、同胞たちのためのパウロの個人的願望

4～5節 イスラエルの8つの特権

特権に与っているのだから、メシアを受け入れるのは当然だが、そうはならなかった。

もし信仰がないなら、これらの特権は救いを保証するものとはならない。

(1) 子とされること

出4：22、イザ63：16、エレ3：17～19、31：9、20

(2) 栄光

シャカイナグローリー

出13：20～21、16：10、24：9～11、15～18、40：34～38

(3) 契約（複数形）

4つの無条件契約

アブラハム契約、土地の契約、ダビデ契約、新しい契約

(4) 律法を与えられること

モーセ契約（条件付き）とモーセの律法 出19：16～20：1

(5) 礼拝

祭儀制度やいけにえの儀式などを含む。ヘブ10：1～3

(6) 約束（複数形）

メシアの約束

初臨、再臨、メシア的王国

(7) 父祖たち

族長たち。アブラハム、イサク、ヤコブ

申10：14～15、ヘブ11：1～12：2

(8) キリスト（メシア）

キリストは、人となられた。マタ1：1、ガラ4：4、ヘブ7：14、マタ15：24

キリストは、万物の上にある。権威ある方。

キリストは、とこしえにほめたたえられる神。神性を持った方。

B. 聖書の歴史に見るイスラエルの（メシア）拒否 — ロマ9：6～13

1. 2つのイスラエル — ロマ9：6

「しかし」という言葉から、パウロは説明を開始する。

イスラエルの（メシア）拒否によって、神のみことばが無効になったわけではない。

「エクピプトウ」 枯れる、予定のコースを外れる、などの意味。

ヤコ1：11、1ペテ1：24、使27：17、26、29

「なぜなら」は、理由の説明を示す。

「イスラエルから出る者がみな、イスラエルなのではなく」

イスラエルと教会の区別ではない。

ユダヤ人と異邦人の区別でもない。

メシアを信じたユダヤ人（イスラエルの残れる者）とそうでない者の区別である。

「イスラエルから出る者」とは、民族全部を指す。

「イスラエルなのではなく」のイスラエルとは、信仰によるイスラエルを指す。

信仰によるイスラエルは「霊的イスラエル」である。

「霊的イスラエル」とは教会のことではなく、信仰を持ったイスラエルのこと。

2. 2つの例証 — ロマ9：7～13

旧約聖書からの2つの例証

7～9節 イシュマエルとイサク

約束は、ハガルにではなく、サラに与えられた。

イサクとイシュマエルはともにアブラハムの血を受け継ぐ息子である。

しかし、イサクだけが約束の子であり、霊的な子孫である。

その背後には、神の主権に基づく召命がある。

10～13節 エサウとヤコブ

10節 この例では、ふたごは同じ父と母から誕生した。

11～12節 神の選びの教理

神の選びに従って、すべての計画が進展していく。

創25：23の引用 誕生前からアブラハム契約の継承者が決まっている。

13節 神はヤコブを選ばれた。マラ1：2～3の引用

愛が多いか少ないかの問題ではなく、神がどちらを選んだかの問題である。

この2つの例証からパウロが強調している点

- (1) イスラエルは失敗したが、神のことは無効になってはいない。
- (2) 靈的祝福は、血筋や業によって与えられるものではない。
- (3) 靈的祝福は、神の恵みと、神の御心によって与えられる。
- (4) 靈的祝福は、血筋と、靈的応答によって得られる。

パウロは、靈的祝福はイスラエルから取り去られ、教会に与えられたとは言っていない。
靈的祝福は、イスラエルの中の「靈的イスラエル」に与えられようとしている。

Ⅰ ペテ2：1～10

C. 聖書の原則から見たイスラエルの（メシア）拒否 — ロマ9：14～29

1. 神に不正はあるのか？ ロマ9：14～18

「それでは、どういうことになりますか」 論破すべき内容を紹介する言葉

「神に不正があるのですか」という質問。

- (1) 「絶対にそんなことはありません」 14節 b

- (2) 神は主権をもって、思いのままに恵みを与える。15～16節

出33：19の引用

モーセは地上の誰よりも謙遜であった。

その彼でさえも、業によって恵みを勝ち取ることはできなかった。

それならば、モーセ以外の人たちも、神の主権によって恵みを受けるしかない。

「したがって」 論理的結論

「事は人間の願いや努力によるのではなく、あわれんでくださる神によるのです」

- (3) 神の主権を証明するために、出9：16が引用される。17～18節

神の恵みは、モーセの例に見られる。

神の主権は、パロの例に見られる。

神の正義を示すために、パロが選ばれた。ヨシ2：8～11

「こういうわけで、神は、人をみこころのままにあわれみ、またみこころのままにかたくなにされるのです」

モーセは、恵みを受けるために選ばれた例である。

パロは、裁きを受けるために心を頑なにされた例である。

2. なぜ神は人を責められるのか？ ロマ9：19～29

パウロの第2の質問（人間的な視点からの質問）

「神が人の心を頑なにするというなら、なぜ、神はそうなった人を責めるのか」

パウロはこの質問には直接的に答えていない。

むしろ、この質問をする心の在り方を問題にしている。

被造物と創造主の関係を忘れている。

20～21節 陶器師と粘土の関係

もし神が選ばなかったなら、救われる人は誰もいない。

ロマ3：11

心を頑なにしたから失われているのではなく、失われているから心を頑なにするのだ。

22～23節 適用

怒りの器 = 不信者

ここでは、中間態が使われている。自分自身の責任で滅びに向かっている。

神は忍耐しておられる。

あわれみの器 = 信者

ここでは、受動態が使われている。

24節 新しい真理

民族の選びに関する原則は、個人の選びにも適用される。

ユダヤ人の中には、イエスをメシアと信じる者と、そうでない者とがいる。

異邦人の中にも、その区分がある。

25～26節 異邦人の中のあわれみの器

ホセア書からの2つの引用

これは、ホセア書の預言の成就ではない。

状況が似ているので、その内容を適用したものである。

25節は、ホセ2：23の引用

不信仰のイスラエル（わが民でない者）が、回復される（わが民となる）。

26節は、ホセ1：10の引用

同様のことが、異邦人にも起こった。

ホセアは、北の10部族を念頭において預言を語っている。

ペテロは、この原則を「イスラエルの残れる者」に適用している。

パウロは、この原則を異邦人の救いに適用している。

27～28節 イスラエルの残れる者は少数

多くの異邦人が、あわれみの器となった。

しかし、多くのイスラエル人が、怒りの器となった。

イザ10：22～23の引用

イスラエルの残れる者は、救われる。

神の計画は、成就する。

イスラエルが不信仰になったのは、神の計画である。

29節 イスラエルの民が全滅することはない。

イザ1：9の引用

イスラエルの残れる者のゆえに、イスラエルの民は生存し続ける。

イスラエルを滅ぼそうとする試みは、すべて失敗に終わった。

D. まとめ

イスラエルの大半が、イエスのメシア性を信じなかった。

しかし、これは神の約束が無効になったことを意味するのではない。

イスラエルが不信仰に陥った結果、恵みが異邦人に差し出された。

イスラエルの中にも異邦人の中にも、「あわれみの器」が存在する。

と同時に、「怒りの器」も両者の中に存在する。

すべてが神の計画通りである。

旧約聖書に預言されていた通りである。イザ49：1～13

II. イスラエルの（メシア）拒否の説明 — ロマ9：30～10：21

前の箇所では、「神の主権」からの説明があった。
この箇所では、「人間の責任」からの説明がなされる。
この説明は、4つの区分からなっている。

A. イスラエルの民のつまずき — ロマ9：30～33

30節 異邦人の救い

信仰による義

31節 ユダヤ人の失敗

義の律法を追い求めたが、その律法に到達しなかった。

32節 a パラドックスの解明

信仰によるか、行いによるか

32節 b 結果

ユダヤ人は、つまずきの石につまずいた。

救いは、恵みと、メシアを信じる信仰によって与えられる。

行いによる救いを追及するなら、必然的にメシアを拒否することになる。

イエスは「つまずきの石」となった。

33節 つまずきと拒否

イザ8：14の引用

イザ28：16の引用

イスラエルの残れる者たちは、つまずかなかった。

イエスは「聖所」（イザ8：14）であり、「尊いお方」（1ペテ2：1～10）である。

メシアを「つまずきの石」、「妨げの岩」として描いたのはイザヤである。

パウロとペテロが、この教えを発展させた。

3者に共通しているのは、この石との関係でイスラエルが二分されるという点である。

この箇所ではパウロは、イスラエルと教会を区別しているのではない。

また、ユダヤ人と異邦人を区別しているのでもない。

イスラエルの中の「イスラエルの残れる者」とそうでない者とを区別しているのである。

B. 救いの方法に関するイスラエルの民の誤解 — ロマ10：1～11

イスラエルのつまずきの原因は、無知である。

1. パウロの個人的な願い — ロマ10：1～2

1節 パウロの願い

「兄弟たち」

ユダヤ人の民族的救いだけでなく、個人的救いも願っている。

2節 ユダヤ人に関する証言

熱心である。

その熱心は知識に基づくものではない。

ロマ9：6が、最初の区分の中心聖句。

ロマ10：2が、この区分の中心聖句。

「グノーシス（知識）」と「エピグノーシス（十全の知識）」の違い

ホセ4：6

2. 律法による義と信仰による義の違い — ロマ10：3～11

a. 律法による義 — ロマ10：3～5

3節 神の義について無知

自分の義を立てようとすることは、神の義を否定すること。

4節 キリストは律法の「終わり」であり「目標」である。

「テロス」には2つの意味がある。

①律法の終り：キリストが律法を終わらせたという意味。

Ⅱコリ3：1～18、ヘブ7：11～18

②律法の目標（ゴール）：律法は人々をキリストに導いたという意味。

ガラ3：10～4：7

両方の意味は、ともに正しい。

5節 レビ18：5の引用

律法による義と、信仰による義の対比

b. 信仰による義 — ロマ10：6～11

6～7節 申30：12～13の引用

モーセは、神の義が近くにあることを説明している。

天に上ってそれを引き下ろす必要はない。

地の奥底（アブソス）に下ってそれを引き上げる必要もない。
モーセがイスラエルに向けて語ったことを、ここでメシアに適用している。
救いを得るために、天に上ったり、地の奥底に下ったりする必要はない。
なぜなら、救いは人間の努力とは無関係に与えられるものだから。
人は、キリストの受肉をまねる必要はない。これはすでに成就している。
人は、復活をまねる必要もない。これもすでに成就している。

8節 申30：14の引用

信仰による義を得る方法

「あなたの口にあり、あなたの心にある」

近くあり、すぐに届く。

「信仰のことば」とは、福音のメッセージ

そのメッセージの内容は、信仰。

パウロはこの福音を宣べ伝えている。

9～10節 救われるために必要なこと

キアズムの形式：口 - 心（9節）、心 - 口（10節）

信じることと告白とは、同時に起こる。

心で信じることは、義と義認をもたらす。

告白は神に向かってなされる。

告白の内容は、イエシュアが私たちの罪のために死に、葬られ、復活されたということ。

信仰の内容は、イエスが救い主であるということ。

人は、信じた瞬間にこの告白をする。

11節 唯一の条件

イザ28：16の引用

普遍的な教え：救いを得る方法は、メシアに対する信仰である。

C. 救いの普遍的性質についての無知 — ロマ10：12～13

第1の無知が第2の無知につながる。

第2の無知は、神はユダヤ人だけを救おうとされたという誤解である。
しかし、旧約聖書でも、救いは信仰を持った者にのみ与えられていた。

12節 救いの普遍性

救いは無代価で与えられる。救いは、必然的に普遍的なものとなる。

救いに関しては、ユダヤ人と異邦人の区別はない。

ロマ3：22～23 ユダヤ人も異邦人もともに罪人である。

13節 ヨエ2：32の引用

12節の強調点は、神の性質。

13節の強調点は、神の約束。

パウロは、ユダヤ人と異邦人の違いがなくなったと言っているのではない。

救いに関しては、両者の違いはないということである。

律法はユダヤ人に与えられたので、神はユダヤ人だけを救われるという誤解が生じた。

D. 福音が普遍的に伝達されることについての無知 — ロマ10：14～21

第2の無知が第3の無知を生む。

第3の無知は、救いのメッセージを異邦人に伝える必要はないという誤解である。

不信仰なユダヤ人たちにとっては、福音の普遍的伝達はずみずきの原因となる。

しかし彼らは、自分たちは聞いていなかったという言い訳をすることができない。

14～15節 4つの質問の意味

(1) 信仰がなければ、主の御名を呼ぶことはない。

(2) 聞くことがなければ、信じることはない。

(3) 宣べ伝える人がいなければ、聞くことはない。

(4) 遣わされなくては、宣べ伝えることはない。

イスラエルは宣べ伝えられた内容を拒否した。

無知が拒否の原因である。

イザ52：7の引用

イスラエルは、信仰による救いを異邦人に宣べ伝えることをしなかった。

16節 イスラエルは救いの知らせを聞いていた。

異邦人は救いの知らせを聞かなかったが、イスラエルは聞いていた。

「しかし、すべての人が福音に従った（hearken）のではありません」

イザ53：1の引用

イスラエルは、イエシュアのメシア性を拒否した。

17節 信仰と聞くことの関係

福音を聞くことがなければ、信仰は生まれない。

18節 イスラエルは聞いていた。

イスラエルの問題は、信仰の欠如である。

詩19：4の引用

ユダヤ人には言い訳はできない。

一般啓示と特別啓示が与えられている。

この書簡が書かれた時点では、ほとんどのユダヤ人共同体に福音が伝えられていた。

19～20節 旧約聖書の預言の引用

申32：21

イザ65：1

救いのメッセージがすべての国民に伝えられ、信じる異邦人が起こされるようになる。

信じた異邦人は新しい存在（群）となり、ユダヤ人にねたみを起こさせるようになる。

ロマ11：11～14

この群れは、すべての国民の中から救われる信者たちである。

21節 神のイスラエルに対する愛

イザ65：2の引用

神の愛は変わらない。

神は手を差し伸べておられる。

III. イスラエルの（メシア）拒否にある慰め — ロマ 11：1～36

9章 神には、必要とあらばイスラエルを厳しく扱う権利がある。

10章 パウロは、その必要があることを種々の事実を上げて証明した。

11章 神の計画は、予定通りに前進している。

A. イスラエルの（メシア）拒否は全体的なものではない — ロマ 11：1～10

1節 神はご自分の民を退けたのか。

「すると」（新改訳）、「そこで」（口語訳）、「では」（新共同訳）

ロマ 10：21 と 11：1 とをつなぐ言葉。

「絶対にそんなことはありません」

もしそうなら、ユダヤ人はひとりも救われないことになる。

パウロ自身が、信者とされているではないか。

(1) つまり、イスラエルの（メシア）拒否は全体的なものではないということ。

(2) 神は、ご自身の民（イスラエル）を退けたのではない。

今でもイスラエルは、選びの民である。

2節 a あらかじめ知っておられたご自分の民

神は、イスラエルがメシアを拒否することを知っていて、彼らを選ばれた。

それゆえ、神が彼らを退けることはない。

2b～4節 救われているのはパウロだけではない。

エリヤの例

いつの時代にも、イスラエルの残れる者は存在していた。

不信仰は、ユダヤ人全体のものではない。

エリヤの時代には、男子7千人がいた。

イエスの公生涯以降に起こっていることは、ユダヤ人の歴史の中では普通のこと。

ユダヤ人の大半が、不信仰になっている。

5節 適用

今日でも、イスラエルの残れる者は存在する。

「恵みの選び」によって、イスラエルの残れる者が誕生する。

ギリシア語の時制は、完了形。過去から今まで続いていることを示している。

「今も、恵みの選びによって残された者がいます」

これが、「神のイスラエル」（ガラ 6：16）である。

6節 恵みと行いとは両立しない

10章で論じた内容と同じ。

行いによるのであれば、恵みが恵みでなくなる。

7節 結論

「ではどうなるのでしょうか」

イスラエル（全体）は、追い求めていたものを獲得できなかった。

ロマ 9：31～33

律法を行うことによる義を求めたために、できなかった。

しかし、選ばれた者は、追い求めていたものを獲得した。

他の者は、かたくなにされた。

これは、イスラエルと教会の対比ではない。

また、ユダヤ人と異邦人の対比でもない。

イスラエルの残れる者とそうでないユダヤ人の対比である。

1ペテ 2：1～10

8～10節 イスラエルのつまずきは預言されていた。

旧約聖書からの引用

律法 申 29：4

預言者 イザ 29：10

諸書 詩 69：22～23

信じるユダヤ人は少ないが、イスラエルの残れる者が存在する。

それは、神がイスラエルを退けていない証拠である。

B. イスラエルの拒否は最終的なものではない — ロマ 11：11～32

1. イスラエルのつまずきの目的 — ロマ 11：11～24

11節 a 反駁すべき質問

「では、尋ねましょう」

イスラエルのつまずきは、倒れるためか。ロマ 9：30～33

「倒れる」：完全に、取り消しができないほどに、倒れること。

「絶対にそんなことはありません」

イスラエルのつまずきは、異邦人の救いのためである。

しかし、異邦人の救いはイスラエルの救いに従属するものである。

a. 異邦人の救いの目的 — ロマ 11：11b～15

11 節b イスラエルにねたみを起こさせるため

申 32：21 とロマ 10：9

イエシュアの時代以来、異邦人はイスラエルを怒らせてきた。

「ねたみを起こさせる」（パラゼイロオウ）

異邦人信者が、未信者のユダヤ人のそばに来て、ねたみを起こさせる。

そして、そのユダヤ人が信者になる。

ユダヤ人にねたみを起こさせていない異邦人信者は、使命を果たしていないのである。

12 節 一部と全部の対比

イスラエルの中の信者は、「イスラエルの残れる者」だけになっている。

しかし、将来、イスラエルの民族的の救いが成就する。

イスラエルの違反は、「世界の富」、「異邦人の富」となった（異邦人の救いのこと）。

第1の教訓：

イスラエルがつまずいたのは、異邦人に救いが届けられるため。

このつまずきは、最終的なものではない。

13～14 節 異邦人の救いの目的

ユダヤ人の救いのため

これが、神が働かれる順序である。

15 節 イスラエルの回復

第2の教訓：

以上のことは、すべてイスラエルの祝福につながる。

イスラエルのつまずきは、異邦人世界の和解につながった。

イスラエルの回復は、死者の中から生き返ることになる。

「彼らの完成」（12 節）とは、イスラエルの完全な回復のことである。

これによって、異邦人はさらなる祝福を受けるのである。

これは、小から大への議論である。

イスラエルのつまずきによって、異邦人は祝福を受けた。

それなら、イスラエルの完成によって、さらに大きな祝福を受けることになる。

メシアの再臨と、千年王国の成就につながるのである。

この目的のために、パウロは異邦人に福音を伝えているのである。

まとめ

イザ 49：1～13 の預言

メシアはイスラエルに来られる。

イスラエルはメシアを拒否する。

メシアは、一時的に異邦人の光となる。

やがてイスラエルはメシアに立ち返り、回復される。

パウロは新しいことを言っているのではない。

イザ 49 章が、成就している様子を指摘しているだけである。

ユダヤ人が救われる主たる方法は、異邦人に「ねたみ起こす」ことである。

b. オリーブの木 — ロマ 11：16～24

16 節 初物と根

「もし」（口語訳）：イスラエルの将来の回復を信じる理由

初物と根は、アブラハム、イサク、ヤコブ、そしてアブラハム契約を示している。

それらは、神のために選び分けられたので、聖い。

イスラエルは、粉であり枝である。

民 15：17～21

初物と根の聖さは、粉と枝に受け継がれる。

アブラハム契約が、イスラエルの回復を期待する土台となる。

17 節 オリーブの枝

オリーブの木は、イスラエルでも教会でもない。

これは、靈的祝福の場所を指す。

その根は、アブラハム契約である。

エペ 2：11～16、3：5～6

異邦人は信仰によって、ユダヤ人の靈的祝福に与るようになった。

異邦人（野生種の枝）は、接木された。

「ともに受けている」

この接木は、不自然である。

異邦人がユダヤの靈的祝福に接木されるのは、不自然なことである。

24 節 「もとの性質に反して」

神は、不自然なことをしておられるのである。

18～22 節 警告

異邦人が祝福を受けている理由は、信仰である。
 イスラエルの失敗から教訓を学ぶべきである。
 個人的な救いについて論じているのではない。
 ユダヤ民族と異邦人諸民族の対比である。
 「枝が折られる」とは、救いを失うことではない。
 異邦人は、栽培種の枝に対して誇ってはならない。
 異邦人は、根（アブラハム契約）によって支えられている。

23～24 節 イスラエルの回復の期待

不信仰だけが問題
 神は彼らを自分の台木に接ぎ木することができる。
 自分の台木とは、神がイスラエルと結んで無条件契約。
 ロマ 3：1～2
 イスラエルがこの木を所有している。

2. イスラエルの最終的な回復 — ロマ 11：25～29

25 節 イスラエルの不信仰は部分的

原文には、「なぜなら」という単語がある。11：24 からの接続関係がある。
 イスラエルの不信仰は一部であり、一時的である。
 11：1～10 で論じられた内容と同じ。
 「異邦人の完成のなる時」とは、救いに予定されている数の異邦人が救われた時。
 祝福の場所（オリーブの木）に接木される異邦人の数。11：16～24

26 節 a イスラエルの救い

イスラエルはみな救われる。
 使 15：14
 御名をもって呼ばれる異邦人の民を呼び出すことが、教会時代の目的。
 救われる異邦人の数が満ちると、教会が完成する。
 次に携挙が起こり、教会は地上から挙げられる。
 神は、個人のユダヤ人というよりも、民族としてのイスラエルに再び働きかける。
 「イスラエルはみな救われる」とは、その時代に生きているユダヤ人全部のこと。
 ある人たちは、これを基に、ユダヤ人伝道は不要だと言うが、それは間違っている。
 ここで言う「イスラエル」は、イスラエル民族のことである。

26 節 b～27 旧約聖書の引用

イザ 59：20～21、27：9

28 節 a この真理の解説

福音に関しては、イスラエルは神の敵である。異邦人の救いのために。

選びに関しては、先祖たちのゆえに、神の愛されている。

「先祖たち」とは、神がアブラハム契約を結んだ族長たちのことである。

神はご自身の契約をお守りになる。

その契約には、イスラエルの民族的救いが含まれている。

29 節 神の賜物と召命

神の賜物と召命は変わることがない。

無条件契約、普遍の約束

召命とは、イスラエルの選びに関すること。

賜物とは、契約にうたわれた約束のこと。

これらのものは、取り消しが不可能なもの。

3. 異邦人の召しの原則 — ロマ 11：30～32

人の不信仰により、神はご自身のあわれみを示す機会を得た。

かつて異邦人は不信仰であったが、今は、あわれみを受けている。

イスラエルは、今は不信仰であるが、同じ原則によって、あわれみを受けるようになる。

32 節が、福音の内容の要約である。

「すべての人」とは、すべての個人ではない。すべての個人が救われることはない。

これは、ユダヤ人民族と異邦人の民族に関する言及である。

救われる人がいるなら、それは、神のあわれみによる。

C. パウロの頌栄 — ロマ 11：33～36

神の知恵と知識の富は、底知れず深い。

神の視点からイスラエルのことを理解するなら、パウロとともに神をたたえるはず。

ロマ書とユダヤ人

講師：アーノルド・フルクテンバウム博士

通訳：中川健一



ハーパー・タム・ミニストリーズ

目次

イントロダクション.....	1
I. ロマ 1 : 16~17.....	1
A. 伝道の順番.....	1
B. 教理に関する宣言.....	2
C. 福音の本質と効力.....	2
II. ロマ 2 : 9~10.....	3
A. 呪いの順番 – ロマ 2 : 9.....	3
B. 祝福の順番 – ロマ 2 : 10.....	3
III. ロマ 2 : 17~3 : 9.....	5
A. ユダヤ人の苦難 – ロマ 2 : 17~29.....	5
1. ユダヤ人の特権 – ロマ 2 : 17~18.....	5
2. ユダヤ人の優越感 – ロマ 2 : 19~20.....	5
3. ユダヤ人の行為 – ロマ 2 : 21~24.....	6
4. ユダヤ人の立場 – ロマ 2 : 25~29.....	6
B. ユダヤ人への約束 – ロマ 3 : 1~8.....	8
1. 第1の異議とそれへの回答 – ロマ 3 : 1~2.....	8
2. 第2の異議とそれへの回答 – ロマ 3 : 3~4.....	8
3. 第3の異議とそれへの回答 – ロマ 3 : 5~8.....	9
C. 結論 – ロマ 3 : 9.....	9
IV. ロマ 15 : 8~9.....	10
A. ユダヤ人に対するメシアの働き – ロマ 15 : 8.....	10
B. 異邦人に対するメシアの働き – ロマ 15 : 9.....	10
C. まとめ.....	11
V. ロマ 15 : 25~27.....	12
A. パウロの直近の計画 – ロマ 15 : 25~26.....	12
B. ユダヤ人に対する異邦人の負債 – ロマ 15 : 27.....	12

イントロダクション

ロマ書の3区分

1～8章 義の神学

義認、聖化、栄化

9～11章 イスラエルとの関係における神の義

12～16章 義の実践

9～11章の学びは終わった。

それ以外の箇所、ユダヤ人について教えているところを学ぶ。

(1) ロマ1：16

(2) 2：9～10

(3) 2：17～3：9

(4) 15：8～9

(5) 15：25～27

I. ロマ1：16～17

文脈は、ロマ1：1～32。

1～7節 あいさつ

8～15節 イントロダクション

16～17節 この書簡のテーマ

18～32節 未開の異邦人は、神の義の基準から外れている。

ロマ書で初めてユダヤ人のことが出てくるのは、1：16である。

A. 伝道の順番

はじめにユダヤ人に

次に異邦人に

「はじめに」は、「プロトン」

時間、場所、順番、重要性、すべてにおいて言える言葉。

時制は、現在形。今も真理である。

ロマ1：16を理解すると、使徒行伝に書かれたパウロの伝道パターンが理解できる。

B. 教理に関する宣言

使徒行伝の記事は、この教理を例証している。

使 9 章で、パウロは異邦人への使徒として任命を受けた。

使 13 : 1 ~ 3 で、アンテオケ教会から派遣された。

使 13 章から、パウロの異邦人伝道が始まる。

パウロは、ロマ 1 : 16 の原則を実践した。

使 13 : 5

使 13 : 14

使 14 : 1

使 16 : 12~13

使 17 : 1 ~ 2

使 17 : 10

使 17 : 16~17

使 18 : 1、4

使 18 : 19

使 19 : 1、8

使 28 : 17

この原則は、能動的伝道にも、受動的伝道にも適用される。

C. 福音の本質と効力

福音を恥としない。

神の力、

神の義が啓示されている。

その義は、初めから終わりまで、信仰を通して実現される。

II. ロマ 2 : 9~10

文脈は、ロマ 2 : 1~16。

文化的異邦人（ギリシア人、ローマ人）であっても、神の義の基準に達していない。

この文脈の中で、パウロはユダヤ人に言及している。

A. 呪いの順番 — ロマ 2 : 9

呪い（患難と苦悩）は、先ずユダヤ人に下る。

イザ 40 : 1~2

イスラエルは異邦人の倍の裁きを受ける。

多く与えられた者には、多く要求される。

ユダヤ人たちは、神の啓示の受け手となった。

B. 祝福の順番 — ロマ 2 : 10

祝福（栄光と誉と平和）も、先ずユダヤ人に下る。

神とイスラエルの契約関係

エペ 2 : 11~3 : 6

神がイスラエルと結んだ4つの無条件契約

- (1) アブラハム契約
- (2) 土地の契約
- (3) ダビデ契約
- (4) 新しい契約

霊的祝福も、物質的祝福も、すべてこの4つの契約を通して与えられる。

第5の契約は、条件付き契約であるモーセ契約である。

モーセ契約とモーセの律法の役割は、イスラエルと異邦人と分離すること。

エペ 2 : 14 「隔ての壁（中垣）」

異邦人がユダヤ人の契約の祝福に与るためには、「改宗」しか方法がなかった。

異邦人のままでは、祝福に与ることができなかった。

イエシュアの死がもたらしたもの

律法は廃棄された。

「隔ての壁」が取り去られた。

異邦人は異邦人のままで、ユダヤ人の霊的祝福に与ることができるようになった。

異邦人がユダヤ人にとって代わったのではない（置換神学は否定されるべき）。

ロマ 15 章

ロマ 11 章のオリーブの木のたとえ

オリーブの木は、祝福の場所である。

24 節 この木はイスラエルが所有するものである。

異邦人信者は、ユダヤ人の契約の物質的祝福ではなく、霊的祝福に与るようになった。

契約関係のゆえに、祝福が先ずユダヤ人に下るのは当然のことである。

異邦人信者は、この事実に怒りを覚えてはならない。

呪いもまた、先ずユダヤ人に下るのである。

そう考えると、祝福が先ずユダヤ人に下るという事実を容認できる。

ロマ 1 章と 2 章

3 つのものが先ずユダヤ人に与えられる（ロマ 1 : 16 の原則）。

- (1) 福音
- (2) 呪い
- (3) 祝福

Ⅲ. ロマ 2 : 17 ~ 3 : 9

文脈は、2 : 1 ~ 3 : 20。

2 : 1 ~ 16 文化的な異邦人でさえも、神の義の基準に達していない。

2 : 17 ~ 3 : 9 ユダヤ人もまた、神の義の基準に達していない。

3 : 10 ~ 20 ユダヤ人も異邦人も、ともに迷い出ている。

A. ユダヤ人の苦難 — ロマ 2 : 17 ~ 29

1. ユダヤ人の特権 — ロマ 2 : 17 ~ 18

ユダヤ人は5つの特権を持っていた。

- (1) ユダヤ人という名前
ユダから出ている呼称。「ほめる」という意味。
- (2) 律法を持つことに安んじていた。
この時代に与えられていた最高の啓示。ユダヤ人は啓示を持っていた。
- (3) 神を誇りとしていた。
ユダヤ人だけが、真の神を礼拝していた。
- (4) 神の御心を知っていた。
- (5) 律法によって、なすべきことを教えられていた。

特権には義務が伴う。

以上の特権を持っているだけでは、神の義を得たことにはならない。

2. ユダヤ人の優越感 — ロマ 2 : 19 ~ 20

上記の5つの特権は、すべて律法を基礎とするものである。

これらの特権を持っているなら、ユダヤ人は伝道者として出ていくべきである。

しかし、彼らはそうする代わりに、自らの立場を誇るようになった。

5つの優越感

- (1) 盲人の案内人
- (2) やみの中にいる者の光
旧約聖書では、「やみの中にいる者」とは異邦人のこと。
ユダヤ人は、異邦人の光となるべきであったが、失敗した。
- (3) 愚かな者の導き手
旧約聖書では、「愚かな者」とは神はいないと言う者のこと。
ギリシア、ローマ世界には、多くの無神論者がいた。

(4) 幼子の教師

異邦人の改宗者は、ユダヤ人から教えを受けていた。

(5) 知識と真理の具体的な形として律法を持っている。

律法は、確かに知識と真理の具体的な形である。

しかし、律法はパリサイ的ユダヤ教によって本来の意味から外れたものとなった。

3. ユダヤ人の行為 — ロマ 2 : 21~24

ディアスポラアのユダヤ人の行為に関して、5つの修辭的質問がなされる。

ユダヤ人たちは、17~18節に記された特権に伴う義務を果たしていない。

(1) 「どうして、人を教えながら、自分自身を教えないのですか」

言行不一致の罪

(2) 「盗むなど説きながら、自分は盗むのですか」

(3) 「姦淫するなど言いながら、自分は姦淫するのですか」

マタ 5~7章

心に情欲を持っただけで、律法の義に違反する。

行為をするまでは、律法の文字は破られていないが、律法の義は破られている。

(4) 「偶像を忌みきらいながら、自分は神殿の物をかすめるのですか」

異邦人は、偶像の宮に財産を保管した。偶像が守ってくれると考えた。

偶像が無力であることを証明するために、偶像の宮から財産を盗むユダヤ人がいた。

(5) 「律法を誇りとしているあなたが、どうして律法に違反して、神を侮るのですか」

律法を持っていることと、それを行うかどうかということとは、別問題である。

24節 「神の名は、あなたがたのゆえに、異邦人の中でけがされている」

イザ 52 : 5 (70人訳からの引用)

ディアスポラアのユダヤ人の罪

ユダヤ人全員ではないが、多くのユダヤ人について言えることである。

4. ユダヤ人の立場 — ロマ 2 : 25~29

a. 外面的従順と内面的従順の対比 — ロマ 2 : 25~27

エゼ 36 : 20

パリサイ派の教え：割礼を受けた者だけが、神の国に入れる。

割礼は、契約の「しるし」である。

割礼が契約を確立するのではない。

割礼を受ければ、従順さのゆえに、祝福が与えられる。

割礼の儀式それ自体によって裁きを免れるわけではない。
 裁きを免れるためには、律法を守る必要がある。
 洗礼自体が異邦人を救うわけではないのと同じことである。
 エレミヤもまた、行為の伴わない割礼は、無割礼と同じであると教えている。
 さらに、無割礼の者が律法を守るなら、それは割礼を受けている者とみなされる。

25節 実質のない儀式は、無割礼と同じである。
 ユダヤ人は、割礼によっては救われない。律法を守ることは不可能だからである。

26節 実質があれば、儀式がなくても、割礼と同じになる。
 異邦人が律法を守れば、無割礼であっても、呪いを受けることはない。

27節 義なる無割礼の者が、不義なる割礼の者を裁くであろう。

b. 外面的割礼と内面的割礼の対比 — ロマ2：28～29

28節 なぜ割礼だけでは救われないかの理由が述べられる。

割礼は、外側（肉体）のしるしである。
 神は実質を求められる。内側（心）の割礼のこと。

29節 「その誉れは、人からではなく、神から来るものです」

ここには、言葉遊びがある。

「ユダヤ人」の語源は、「誉れ」である。

「そのユダヤ性は、人からではなく、神から来るものです」と意識できる。

外側の割礼は「人から来るユダヤ性」、内側の割礼は「神からの来るユダヤ性」である。

本当のユダヤ人とは、外側と内側の両方に割礼を受けている人。

ユダヤ人信者は自分のことを、「完成したユダヤ人」と呼ぶ。

それは、肉体の割礼と、心の割礼の両方を受けていることを指す。

ここでパウロは、異邦人が霊的ユダヤ人になると教えているのではない。

イエスのメシア性を信じたユダヤ人は、霊的ユダヤ人である。

イエスのメシア性を信じた異邦人は、霊的異邦人である。

異邦人を扱った箇所 ロマ1：18～2：16

ユダヤ人を扱った箇所 ロマ2：17～3：9

28～29節で教えられている内容は、ロマ9～11章の内容と同じである。

パウロは、「イスラエルの残れる者」とそうでないユダヤ人とを区別している。

信者でないユダヤ人、外側だけのユダヤ人は、裁きを免れない。
 大いなる啓示には、大いなる責任が伴う。
 律法を守っていないので、神の義の基準に達していない。
 真のユダヤ人は、肉体の割礼と、心の割礼を受けている。
 肉体の割礼はアブラハム契約への従順、心の割礼は新しい契約への従順を示している。

真のユダヤ人は、外面的には、律法の文字について考え、それを実行しようとする。
 内面的には、律法の本質について考え、聖霊の力によってそれを実行しようとする。

B. ユダヤ人への約束 — ロマ3：1～8

2：17～19で語られたことが本当なら、ユダヤ人と異邦人の区別は消えたように思える。
 しかし、そうではない。
 ユダヤ人に与えられた特権は、取り去られたわけではない。
 ロマ9～11章で詳細に取り上げられる。
 救いに関しては、ユダヤ人と異邦人の区別はない。
 その他の分野においては、区別は存在する。
 パウロは3つの異議に答えている。

1. 第1の異議とそれへの回答 — ロマ3：1～2

「ユダヤ人は契約の民ではなくなったのか」
 そうではない。契約は今も有効である。
 「あらゆる点から見て、大いにあります」
 ロマ9～11章で、より詳細に論じられる。
 ここでは、「神のいろいろなおことばが委ねられている」点がだけが指摘される。
 神は、イスラエルの民だけを通して、啓示を与えることを選ばれた。
 聖書記者たちは、全員がユダヤ人である（ルカも含めて）。

ユダヤ人の契約の物質的祝福には、異邦人は与ることができない。霊的祝福のみ。
 救いに関しては、ユダヤ人と異邦人の区別はないが、他の分野では区別がある。

2. 第2の異議とそれへの回答 — ロマ3：3～4

3節 「一部のユダヤ人の不真実によって、神の真実は無に帰したのか」
 全部のユダヤ人ではないことに注目。常に、イスラエルの残れる者は存在する。

4節 「絶対にそんなことはありません」

ユダヤ人の不真実によって、神の真実が証明される。

ユダヤ人に対する神の約束が無に帰するという考え方に、強く反発すべきである。

「人はすべて偽り者であるとしても、神は真実な方であるとすべきです」（新共同訳）

「神は真実な方」とは、神が約束を守る方であるという意味。

「人はすべて偽り者」とは、ユダヤ人に対する神の約束は成就しないと教える者。

神はユダヤ人を見捨てたと教える神学者は、偽り者である。

詩 51：4の引用

3. 第3の異議とそれへの回答 — ロマ3：5～8

5節 「人の不義が神の義を明らかにするなら、どうして神は人を裁くのか」

人を、罪を犯すままにしておいた方がいいのではないか。

6節 「絶対にそんなことはありません」

第2の異議に対する答えは、神への不従順を許容する理由とはなり得ない。

もしそうなら、神は世を裁くことができなくなる。

しかし、神が世を裁かれることは、すべてのユダヤ人が知っていることである。

2：9～10 裁きは先ずユダヤ人から、そして異邦人へ。

7～8節 「善を現すために、悪をしようではないか」

パウロは、律法によらない義を教えたので、無律法主義者と非難された。

それに対する反論

律法を無視する者もまた、律法を守ろうとして失敗する者と同様に裁かれる。

C. 結論 — ロマ3：9

ユダヤ人は異邦人にまさっているのか。

ユダヤ人も異邦人も、すべて罪の下にある。

それゆえ、すべての者が、同じ方法（恵みにより、信仰によって）で救われる必要がある。

IV. ロマ 15 : 8～9

文脈は、15 : 4～13。

A. ユダヤ人に対するメシアの働き — ロマ 15 : 8

ユダヤ人は、どのようにしてキリストのからだの一員となったのか。

キリストは、「割礼のある者のしもべ」となられた。

ユダヤ人のしもべとなられたという意味である。

イエスの地上生涯は、ユダヤ人への奉仕。

マタ 10 : 5～6、15 : 24

弟子たちは、サマリア人や異邦人ではなく、「イスラエルの家」に行くように命じられた。

「神の真理」とは、イエスがメシアであり、神の子であること。

イエスの奉仕がユダヤ人に限定されたのは、「先祖たちに与えられた約束を保証するため」

イエスは、アブラハム契約の約束を実行するために来られた。

イエス自身が、アブラハム契約のしるしである割礼を受けた。

それは自らをアブラハム契約のもとに置いて、奉仕するためである。

奉仕の対象は、アブラハム契約の当事者であるユダヤ人に限定された。

B. 異邦人に対するメシアの働き — ロマ 15 : 9

異邦人は、どのようにしてキリストのからだの一員となったのか。

アブラハム契約には、異邦人への祝福も含まれていた。

創 12 : 3

ユダヤ人と異邦人がひとつとなることは、神の約束の実現である。

メシアはまずユダヤ人の間で奉仕された。

また、異邦人に与えられた霊的祝福も実現された。

異邦人は、ユダヤ人の契約の霊的祝福とともに与るようになった。

エペ 3 : 5～6

C. まとめ

ロマ 15 : 8～9のポイント

メシアの奉仕がユダヤ人に限定されていた理由は、神の真理を現すためであった。

2つの関連した目的（アイデア）があった。

- (1) 先祖たち（アブラハム、イサク、ヤコブ）への約束を保証するため
- (2) 異邦人たちが、あわれみのゆえに、神をあがめるため

異邦人が含まれている理由は、アブラハム契約に異邦人の霊的祝福が約束されているから。

ユダヤ人は、アブラハム契約を土台としてメシアのからだの一部とされた。

異邦人は、神のあわれみを土台としてメシアのからだの一部とされた。

ともに、恵みにより、信仰によって、救われたのだ。

V. ロマ 15 : 25～27

文脈は、15 : 22～33。パウロの将来の計画

22～29 節 ローマ訪問の願い

30～33 節 祈りの要請

A. パウロの直近の計画 — ロマ 15 : 25～26

25 節 すぐにローマを訪問できない理由

献金を集め、エルサレムのユダヤ人信者に届けるという責務がある。

I コリ 16 : 1～4

II コリ 8～9 章

26 節 献金を捧げた人たち

マケドニヤとアカヤの信者たち

エルサレムの聖徒たちの中の貧しいひとたちのために

B. ユダヤ人に対する異邦人の負債 — ロマ 15 : 27

異邦人はユダヤ人に負債を負っている。

異邦人に福音をもたらしたのは、ユダヤ人である。

異邦人は、ユダヤ人の契約の霊的祝福の部分に与っている。

それゆえ、物質的なものをもって彼らに奉仕すべきである。

ロマ 1 : 16 の原則は、能動的伝道にも、受動的伝道にも適用される。

使徒行伝の中で、パウロは能動的伝道を展開した。

受動的伝道とは、ユダヤ人伝道をしているユダヤ人団体を支援することである。



無断複製・転載を禁じます

2009年5月